

(参考) 平成 23 年 3 月 30 日一部改正の概要

## 「建設業者の合併等に伴う入札参加資格審査及び入札参加機会の確保に関する特例要領」の一部改正について

### 1 改正概要

- 「営業譲渡」の呼称の変更（全般）  
会社法の改正に伴い「営業譲渡」の呼称を、「事業譲渡」に変更する。
- 合併特例措置対象となる事業譲渡の要件を定義（第 2 第 6 号、第 7）  
特例対象となる事業譲渡は、譲渡会社の全ての建設業に関して、次の項目を契約に盛り込むことを要件とする。
  - ・原則として、譲渡会社の全ての従業員が譲受会社に移動していること
  - ・譲渡会社の建設業に関する全ての資産及び負債が譲受会社に移動していること
  - ・譲渡会社及びその関係者の競業避止義務が明確となっていること※上記の要件を満たしていることについて誓約する確認書の提出
- 合併特例措置対象外項目の追加（第 3）
  - ・事業譲渡の特例申請について、申請回数を 1 回に制限する。
  - ・信用度の確保や不適格業者排除の観点から、指名停止措置及び指名差し控え措置期間中の企業の合併等は、合併特例措置の申請ができないことを明文化した。
- 参加機会確保措置の変更（第 5）
  - ・主たる営業所以外の地域についての入札参加機会（管外）は、合併等前の格付等級とし、措置期間を 3 年に限定（一般土木 A 級同士の合併等を除く）した。
  - ・合併等と同時に異なる地域へ主たる営業所を移転した場合の特例措置の廃止
  - ・一般土木 A 級同士の合併等に対する特例措置を追加した。  
(特定 J V への単独参加、総合評価落札方式での合併等実績の評価項目追加)
- 除外及び取消し項目の追加（第 6）
  - ・信用度の確保や不適格業者排除の観点から適正な施工を確保していないと認められる場合の除外及び取消し規定について、入札参加機会確保措置にも適用することを明文化した。
  - ・第 2 第 6 項で定める要件を満たさない事業譲渡について、取消規定に追加した。

### 2 適用期日

- ・平成 23 年 5 月 1 日以降に行われる合併等に適用する。
- ・平成 23 年 4 月 30 日まで行われた合併等については、平成 23 年 9 月 30 日まで申請したものに限り、改正前の特例措置を適用する。
- ・改正前の特例措置で期間の定めのないもの（一般土木 A 級同士の合併等に伴う特例措置を除く）の適用期間は、平成 26 年 4 月 30 日までとする。